

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	戸塚地域センターにおける指定管理者制度の導入について
--------	----------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

- ◆第14条第1項（個人情報の収集を伴う委託、指定管理者による公の施設の管理）

（担当部課： 戸塚特別出張所 ）

事業の概要

事業名	戸塚地域センターにおける指定管理者制度の導入
担当課	地域文化部 戸塚特別出張所
目的	戸塚地域センターの管理を指定管理者に行わせる
対象者	戸塚地域センター利用者及び夜間住民票等の窓口交付サービス利用者
事業内容	<p>戸塚地域センターは平成22年2月27日オープン予定であり、その管理を指定管理者に行わせる予定である。</p> <p>それに先立ち、指定管理者が管理を行うまでの準備期間中に、団体登録受付、利用申請受付、3月・4月利用分の一斉受付を、指定管理を担う団体に行ってもらふ必要があるため。</p> <p>1 戸塚地域センター受付事務等業務委託 (平成21年12月1日～平成22年2月26日)</p> <p>①団体登録事務 ②利用申請受付</p> <p>2 戸塚地域センター管理運営（指定管理） (平成22年2月27日～平成24年3月31日 以後継続)</p> <p>①団体登録事務 ②集会室貸出業務 ③印刷機、地域貸出物品に関する事務 ④住民票、印鑑証明の電話予約受付サービス ⑤電子申請に係る住民票の窓口交付サービス</p>

件名 戸塚地域センター受付事務等業務委託について

保有課(担当課)	戸塚特別出張所
登録業務の名称	地域センター管理業務
委託先	戸塚地域センター管理運営委員会
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	《委託先に収集させる項目》 1 利用申請書・利用変更(取消)申請書兼使用料返還請求書の氏名・住所・電話番号 2 団体登録申請書・登録団体登録事項変更届の氏名・住所・電話番号 《委託先に提供する項目》 1 団体登録申請書・登録団体登録事項変更届の氏名・住所・電話番号
処理させる情報項目の記録媒体	紙及び電磁的媒体
委託理由	戸塚地域センターにおいて指定管理者制度を導入するまでの事前準備として団体登録受付、使用申請受付、3月・4月利用分の一斉受付を行ってもらう必要があるため。
委託の内容	1 利用申請書・利用変更(取消)申請書兼使用料返還請求書の受付 2 団体登録申請書・登録団体登録事項変更届の受付
委託の開始時期及び期限	平成21年12月1日 から 平成22年2月26日まで
委託にあたり区が行う情報保護対策	契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 取扱責任者及び取り扱う者をあらかじめ指定する 2 個人情報の記載のある書類及び磁気ディスクは、施錠できる保管庫で厳重に保管する。 3 職員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するよう義務づける。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(資料等の返還等)

- 7 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

(監査)

- 9 乙は、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

(事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

件名 戸塚地域センターの指定管理について

施設の名称	戸塚地域センター
施設の所管課	戸塚特別出張所
指定管理者の名称	区議会の議決を経て指定
指定管理者が取扱う個人情報の業務	地域センター管理業務
指定管理者が取扱う個人情報の項目	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用申請書・利用変更(取消)申請書兼使用料返還請求書の氏名・住所・電話番号 2 団体登録申請書・登録団体登録事項変更届の氏名・住所・電話番号 3 印刷機使用申請書・ふれあい広場パソコン使用申請書・地域貸出物品使用申請書の氏名・住所・電話番号 4 住民票及び印鑑登録証明書の電話予約受付サービス並びに電子申請に係る住民票の窓口交付サービスに係る受付台帳等の氏名・住所・電話番号 5 忘れ物台帳の氏名 6 実施事業参加者名簿の氏名・住所・電話番号 7 電話予約受付簿の氏名・住所・電話番号 8 登録団体閲覧簿の氏名・住所・電話番号 9 登録団体閲覧台帳の氏名・住所・電話番号
個人情報項目の記録媒体	紙及び電磁的媒体
指定管理の開始時期及び期限	平成22年2月27日 から平成24年3月31日まで (以後継続)
指定管理者としての情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定管理者として、個人情報の保護に係る法令の遵守を徹底する。 2 個人情報の記載のある書類及び磁気ディスクは、施錠できる保管庫で厳重に保管する。 3 職員(臨時職員を含む)に対し、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性を十分に認識させるため、情報保護対策に係る研修を年に1回程度実施する。
指定にあたり区が行う情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 基本協定書に個人情報の保護及び情報セキュリティに関する項目を取り入れるとともに、同協定書に別紙「特記事項」を付して情報保護対策の徹底を図る。 2 また、同協定書に基づき、職員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するよう義務づける。

特記事項（指定管理者協定用）

（基本的事項）

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この施設の管理業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - （1）新宿区情報公開条例第 20 条の規定に基づき、同条例に準じた制度を整えること。
 - （2）新宿区個人情報保護条例第 15 条第 1 項の規定に基づき、同条例に準じた制度を整えること。

（秘密の保持）

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。指定が終了した後においても同様とする。

（目的外利用及び第三者への提供等の禁止）

- 3 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、施設の管理の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。

（適正な管理）

- 4 乙は、業務に伴い取扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

（委託の制限）

- 5 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。

（個人情報の取扱いに関する苦情への対応）

- 6 乙は、施設利用者等から個人情報の取扱いに関する苦情を受けた場合は、迅速に対応するとともに、その処理状況を甲に報告しなければならない。

（個人情報の引渡義務等）

- 7 乙は、指定が終了した場合は、当該指定管理業務に伴い管理することとなった個人情報の記録を速やかに甲に引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

（業務に関する報告）

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

（監査）

- 9 乙は、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

（従業員に対する教育）

- 10 乙は、乙の従業員に対して個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

（事故発生時等における報告）

- 11 乙は、個人情報の取扱いに関して事故が発生したとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

（公表）

- 12 甲は、乙が前各号に掲げる事項に違反し、又は怠った場合は、その事実を公表することができる。

（損害の賠償）

- 13 乙は、第 1 項から第 11 項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。